会員情報変更 サイトマップ ヘルプ ログアウト

m3.com 150種類以上の商品と交換、m3ポイント！
必要な情報へ的確にナビゲートする、医療専門サイト
医療従事者限定

m3.com | MR君・QOL君 | 医師求人 | 優待・特選

医療ニュース
一般医療ニュース

医療ニュース検索： 検索

一般医療ニュース　専門医療ニュース　ランキング

2006年11月7日 表示

歯科衛生士が採血、投薬　厚労省「技能なしは違法」 神戸の障害者向け診療施設 {1}

記事：共同通信社
提供：共同通信社

【2006年11月6日】

神戸市が開設し、障害者や認知症の高齢者、幼児らに歯科診療をしている「こうべ市歯科センター」（同市長田区）で、歯科衛生士が日常的に採血や薬の投与をしていることが6日分かった。

厚生労働省は「今回は条件が整っており法に触れないが、技能がない場合などは違法行為の可能性がある」としている。歯科衛生士の権限にあいまいさがある点も認めており、専門家は「採血などの技能を持つよう養成、認定する仕組みが必要だ」と指摘している。

同センターは、2004年4月開設。患者の負担軽減のため進めている全身麻酔下での治療は、今年9月までに1200例以上に上る。

神戸市に5月、「歯科衛生士が採血をしている」との情報が寄せられ、センターを運営する神戸市歯科医師会とともに調査。30代の女性歯科衛生士が全身麻酔をかけた患者から採血。点滴の輸液に抗生剤を混ぜ注入速度を調整したり、全身麻酔の前に鎮静剤を投与したりしていた。

歯科衛生士の養成学校で採血や投薬の実習はなく、こうした行為が表面化するのは異例。

この歯科衛生士は歯科医師の下で約10年経験。センター開設時から勤務し、04年夏に採血を始めた。今年3月から9月まではセンターに看護師が1人もおらず、歯科衛生士は採血と投薬を続けていた。

神戸市は、歯科衛生士の権限を逸脱していないかを厚労省歯科保健課に照会。同課は（1）歯科医師の指示の下で行っている（2）十分な知識と経験、技能がある（3）患者の不利益になっていない、として6月に「今回のケースは法に触れない」との見解を示した。歯科衛生士が行うことができる行為は「ケース・バイ・ケースで判断する」とした。

▽歯科衛生士

歯科衛生士　歯科医師の指導の下で歯科診療の補助を行い、歯石を除去し、フッ素などの薬物を歯と口腔（こうくう）内に塗布するほか、虫歯や歯周病を防ぐための歯科保健指導を行う。歯科衛生士法では、歯科衛生士は単独で患者に医薬品を投与したり、診療機械を使う行為は禁じられている。医療行為ができない歯科助手と異なり、国家資格が

大西 宏昭先生へお知らせ

m3.com Concierge
m3.com Conciergeとは？
未読連絡　1件

MR君
アン・ケイト
So-net M3
連絡・質問する

蝶野　和子
株式会社 エスアールエル
連絡・質問する

楠本ゆうこ
So-net M3
連絡・質問する

QOL君
海老原　初美
m3.com Select
未読 Select提携企業新着トピックス
連絡・質問する

提携企業 新着トピックス　一覧
・【元也シリーズ】掲載 NEW!
味の素（株） 11/07
・ランチョンセミナーのご案内 NEW!
（株）三菱化学ヤトロン 11/07
・こんな時には漢方を NEW!
カネボウ薬品（株） 11/07
・整形外科ビデオライブラリー NEW!
科研製薬株式会社 11/07
・米国糖尿病学会レポート
サノフィ・アベンティス 11/06

トピックスランキング TOP 3　一覧
1位：Dr募集！やりがい高年俸自然
総合メディカル 09/29
2位：都内初独立型医療モール実例
L.A.メディカルマネジメント 09/14
3位：炎症マーカーCRPについて
（株）三菱化学ヤトロン 09/25

会員情報変更 サイトマップ ヘルプ ログアウ

m3.com 150種類以上の商品と交換、m3ポイント！
必要な情報へ的確にナビゲートする、医療専門サイト
医療従事者限定

m3.com | MR君・QOL君 | 医師求人 | 優待・特選

医療ニュース
一般医療ニュース

医療ニュース検索: 検索

一般医療ニュース　専門医療ニュース　ランキング

2006年11月7日 表示

識者・関係者談話 {2}

記事：共同通信社
提供：共同通信社

【2006年11月6日】

▽専門技能持つ衛生士養成を

宮武光吉（みやたけ・こうきち）・東京歯科大元教授の話　現在の法制度では、歯科衛生士が歯科医師の指示により採血や投薬を行うことが認められている。しかし十分な技能がない歯科衛生士が採血をして医療ミスが起きれば、歯科医師や歯科衛生士が法的な責任を問われる可能性がある。今後、患者の利益向上とリスク軽減のため、採血などの専門的な技能を持つ歯科衛生士を医療現場や専門学校などで養成し、学会や地元の歯科医師会が認定するような仕組みの整備が議論されるべきではないか。

▽国は統一的見解示すべきだ

医事評論家水野肇（みずの・はじめ）さんの話　歯科衛生士に限らず、医師や看護師ら医療従事者の権限を法的に明確にするのは非常に難しい問題。だからこそ国は、こうべ市歯科センターのケースだけに限らず、歯科衛生士の採血や投薬など個別の医療行為について時間をかけて慎重に議論を重ね、統一的見解を示すべきだ。歯科衛生士の医療行為が原因で医療ミスが起きた場合、国の統一的見解がないゆえに、捜査当局や自治体が、適法性や違法性を恣意（しい）的に判断してしまう危険がある。

▽法的な問題ない

河合峰雄（かわい・みねお）・こうべ市歯科センター長の話　豊富な知識と特殊な技能を持った歯科衛生士が、歯科医師の指導の下で診療補助行為として採血などの行為を行うことに法的な問題はないと考えている。高齢化が進み、歯科治療現場ではきめの細かさが求められる診療行為が増えている。歯科衛生士の能力を高めることで診療行為の幅は広がるし、安全性も高まると思う。

知り合いに記事を転送する

大西 宏昭先生へお知らせ

m3.com Concierge
m3.com Conciergeとは
未読連絡　1件

MR君
アン・ケイト
So-net M3
連絡・質問する

蝶野　和子
株式会社 エスアールエル
連絡・質問する

楠本ゆうこ
So-net M3
連絡・質問する

QOL君
海老原　初美
m3.com Select
未読 Select提携企業新着トピックス
連絡・質問する

提携企業 新着トピックス　一覧
・【元也シリーズ】掲載 NEW!
味の素（株） 11/0
・ランチョンセミナーのご案内 NEW!
(株)三菱化学ヤトロン 11/0
・こんな時には漢方を NEW!
カネボウ薬品(株) 11/0
・整形外科ビデオライブラリー NEW
科研製薬株式会社 11/0
・米国糖尿病学会レポート
サノフィ・アベンティス 11/0

トピックスランキング TOP 3　一覧
1位：Dr募集！やりがい高年俸自然
総合メディカル 09/
2位：都内初独立型医療モール実例
L.A.メディカルマネジメント 09/
3位：炎症マーカーCRPについて